

(別紙2) 審査の結果の要旨

論文題目 『近世の土地制度と在地社会』

氏名 牧原成征

本論文は、戦国期から近世初期における近江北部（江北）と東信濃の諸地域を主たる対象として、土地制度を基軸に、金融・流通・共同体などの諸側面から、在地社会構造の歴史的性格を検討しようとするものである。

第1部「土地制度史研究の到達点と課題」は、龐大な蓄積を有す中世・近世移行期の土地制度や在地社会に関する諸研究を批判的に吟味し、研究史的な到達点と課題を摘出する。1章では、戦国期の土地制度をめぐる研究史を、小領主、農民的土地所有、村請制の三つの側面から探る。補論では山城乙訓郡久我庄を取り上げて、太閤検地前後の年貢收取体制の変容を検討する。2章ではこれらをふまえて、近世初期の在地社会構造をみる前提として、豊臣政権の土地政策を、石高と名請人、年貢收取法などの点から再検討する。3章では、近世初期の畿内村落をめぐる研究史を取り上げ、安良城盛昭の小農自立論、朝尾直弘の小領主論、佐々木潤之介の名田地主論などを検討し、特に村方地主論を再評価する。

第2部「近江における土地制度の展開」では、秀吉がはじめて領国とした地域である江北の三郡に着目し、戦国期から近世初期における土地制度の動向を分析する。1章では伊香郡余呉庄と東野氏を素材に、土地帳簿の分析から土地所有の変容を追い、かつての小領主が百姓化する過程を見る。2章では坂田郡箕浦と井戸村氏をとりあげ、六角氏の内徳分と作人掌握を内容とする領主的土地位所有と、「一職」売券に見られる百姓的土地位所持の形成をみる。3章では、坂田郡八条村を事例として、村の階層構成と村請制下の土地制度を検討する。4章は、近江中部の野洲郡三上庄をとりあげ、中世の名主・社家、近世初期の侍衆や庄屋など、村落主導者の実態とその変容を追求する。

第3部「信州東部における在地社会構造」では、東信濃の二郡を対象とし、在地社会構造の特質を多面的に検討する。1章は、小県郡長窪の石合家が残した17世紀前半の大福帳を素材とし、同家の金融・商業活動の分析から商人的な性格が濃厚である点を明らかにする。2章では、信州・上州の中山道・脇往還における宿の問屋と町中=伝馬衆との相克を検討し、問屋が後者によって包摂される過程を解明する。3章では、佐久郡下海瀬村を事例に、行政村と小集落との関係を検討し、行政村が百姓の生活共同体によって捉え返されてゆく動向を明らかにする。

本論文は、取り上げた対象・地域の史料群を博搜し、豊富な内容を持つ実証研究として、当該テーマに関する近年稀に見る成果といえる。その意義は以下の通りである。

1. 龐大な蓄積のある当該期の研究史に正面から取り組み、その批判的検討を通じて、作合、小領主、村請、村方地主など、土地制度に関する複数の論点を再発見したこと。
2. 主に近江北部と東信濃の在地社会を素材とする実証研究を精力的に行い、戦国期から近世前期を連続的に把握し、土地制度を中心には在地社会構造の変容を精緻に描き出した点。この成果は中世・近世両分野の研究に裨益するところきわめて大である。

本論文は、検討素材となる地域がまだ一部に限定されており、中世・近世移行期の変容に関する自説の展開が充分でないなどの点で今後の課題を残す。しかし本審査委員会は、上記のような顕著な成果に鑑みて、本論文が博士（文学）に十分値するとの結論を得た。